

○財務省告示第九十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年六月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百七十七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適用等 法律及びその  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価



七					八						
イ					ロ						
払込金					額						
行争非者特	国債	入札	価格	競争	行争非者特	国債	入札	価格	競争		
札格第I	市場	発行	競争	額	札格第II	市場	発行	競争	額		
二千七百八十億八千三百五十六万円					で九百五十億七千	た利付五十七億	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計の特別会	（平成一十九年度予算分）十億二千二百二十万	は、発行した利付国債につ	き発行した利付国債につ



十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後第二期子以

平成二十九年六月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十一年六月十五日	る利子を払う。六月間に属す	いて、その日以前六月間に属す	日を支払期とし、各支払期にお	毎年六月十五日及び十二月十五
-------------	---------------	------	-------------	-------------	---------------	----------------	----------------	----------------

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。